


# 一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

平成30年 8月16日

山北町議会議長 府川 輝夫 殿

受付番号	第2号	質問議員	12番	渡辺 良孝 
件名	文化財の積極的な観光活用を			
要 旨				
<p>文化財保護法が改正され、来年の4月から施行される。その要旨は、「文化財の滅失や散逸等防止が緊急の課題であり、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことの必要性、文化財の計画的な保存・活用の促進」である。</p> <p>法改正により事業の推進には、市町村教育委員会が指定文化財でなくても「地域計画」を策定し、国の認定を受ければ活用がしやすくなることである。そこで質問をする。</p> <p>(1) 当町は、近隣市町と比べても多くの自然・歴史遺産がある。特に、国・県指定の天然記念物（動植物・地質・鉱物など）は県下でも誇れる宝庫である。丹沢の生い立ちを証す鉱物、更に、自然の豊富な環境から育つ動植物は、当町を象徴する文化財である。天然記念物を見れば、三保地域で国指定は「箒スギ」、更に、県指定では「西丹沢の堇青石ベスブ石及び大理石」、清水地域の「頼政神社のトチノキ」、共和地域の「山北町人遠のネフロレピディナを含む石灰岩」、「シダ類植物群落とその生育地」、岸地域には「山北町岸のヒキガエルの集合地」など、当町内には点在している。各地域に点在しているが比較的知られていない。民地もあり一律には難しいと思うが、分かりやすい案内・説明板の設置、更に人遠のネフロレピディナを含む石灰岩など、見学をするためのコース整備をすることはどうか。</p> <p>また、県指定史跡「河村城跡」と、県指定名勝「洒水の滝」は、文化財保護法の改正により、活用面で緩やかな対応ができるようになることはあるか伺う。</p>				

(2) 山北町には昭和19年(1944年)に、旧東海道線(御殿場線)が単線化されたまま残るレンガ造りの橋梁やトンネルなどがある。御殿場線は、明治22年(1889年)に東海道本線として開業した歴史がある。昨年、町では、第2酒匂川橋梁や、箱根第2号トンネルなど往年の跡地を回るツアーを企画したところ、非常に好評で参加者を抽選で決めていた。

D52の復活が話題になっている状況下、当町には明治の鉄道遺産が点在している。この遺産を文化財として活用することはできないか。